

第 5 回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	令和 5 年 5 月 3 0 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分 午前 1 0 時 3 0 分
2 場 所	竹原市民館 2 階 第 2 ・ 第 3 会議室
3 出席農業委員	1 石本委員、2 山元委員、4 宮崎委員、5 渡橋委員 6 赤坂委員、7 土居委員 欠席農業委員 推進委員 大藤推進委員、沖野推進委員、西野推進委員、大木推進委員
4 説明員	國川事務局長、木原係長、鳥本専門員、若本主事
5 審議案件	議案第 2 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 2 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 3 0 号 農地法第 5 条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について 議案第 3 1 号 非農地証明申請について 報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和5年第5回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、4番宮崎委員を指名いたします。 なお、本日の欠席は、3番 祐本委員です。 会長が全国農業委員会会長大会に出席され、本日は欠席されているため、副会長の私が会長を代理して議事を進行します。 日程第1、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、下野町〇〇、〇〇の計2筆、地目はいずれも畑、面積は計229.08㎡です。 申請の事由は、自家消費用の一般野菜を栽培するために申請されたものです。 営農計画は一般野菜を作付けする予定です。 令和5年度から農地法の改正が行われ、下限面積が撤廃されたため、取得後の農地面積が1,000㎡以下でも所有権移転が可能となりました。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った西野推進委員から補足説明をお願いします。
西野 推進委員	申請地は、大井地域交流センターから北西へ約100m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第2、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 2 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、西野町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の 7 筆、地目はいずれも田、面積は計 5,127 m²です。 土壌改良するため、盛土高平均 3.5m の盛土を行うものです。 本総会で許可をいただいた場合には、転用面積が 3,000 m²を超えるため、令和 5 年 6 月 19 日に開催の広島県農業会議の常設審議会に意見を聴取し、承認を得た後で許可する予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った赤坂委員から補足説明をお願いします。
赤坂 推進委員	申請地は、荘野小学校から西へ約 1500m 付近にあります。 現地確認したところ、土壌改良により効率的な耕作が可能となる農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 3、議案第 29 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、新庄町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 413 m²です。 駐車場及び資材置場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。 既に駐車場及び資材置場の用途で利用しているため、譲渡人から始末書が提出されており、譲渡人は深く反省するとともに今後は関係法令を順守する旨を誓約されております。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 推進委員	申請地は、中通小学校から北へ約 1700m 付近にあります。 現地確認時、既に駐車場及び資材置場の用途で利用されていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に２番と３番については関連があるため、一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の３ページ、参考資料の４ページをご覧ください。 ２番の申請地は、仁賀町〇〇の１筆、地目は田、面積は１,５３７㎡です。 ３番の申請地は、仁賀町〇〇、〇〇の２筆、地目はいずれも田、面積は計 ３,５７８㎡です。 砂防激甚災害対策特別緊急工事に伴う土砂仮置き場の目的に供するため、 ３年間の賃借権を設定し一時転用を行うものです。 なお、工事完了後は、期日までに土砂を撤去し、農地として復旧を行うこと について所有者と契約書を交わしています。 圃場整備済の第１種農地です。 当該農地は農振農用地にあたり、農振農用地の一時転用は県の意見を聴取す ることになっているため、本総会で許可をいただいた場合には、令和５年６月 １９日に開催予定の広島県農業会議の常設審議会に意見を聴取し、承認を得た 後で許可する予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大藤推進委員から補足説明をお願いします。
大藤 推進委員	申請地は、仁賀ダムえん堤から北西へ約２１００ｍ付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に４番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 4 番の申請地は、西野町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 61 m²です。 隣接の宅地と一体的に利用し、建売住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った赤坂委員から補足説明をお願いします。
赤坂 推進委員	申請地は、荘野小学校から南へ約 250m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 4、議案第 30 号「農地法第 5 条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」を議題といたします。 1 番と 2 番は関連があるため一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 6～14 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、吉名町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 461 m²です。 2 番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇、地目はいずれも畑、面積は計 799 m²です。 令和 2 年 5 月 29 日付指令竹農委第 5-2-35 号、第 5-2-34 号で許可を受けた土地について、令和 3 年 4 月 30 日付指令竹農委第 5 変-3-13 号、第 5 変-3-14 号で令和 3 年 12 月 31 日までに、令和 4 年 1 月 31 日付指令竹農委第 5 変-4-4 号、第 5 変-4-5 号で令和 4 年 12 月 31 日までに、令和 5 年 1 月 30 日付指令竹農委第 5 変-5-4 号、第 5 変-5-5 号にて令和 5 年 4 月 30 日までに工事期間を延期したものの、資材の納期遅れに伴い、更に令和 6 年 1 月 31 日までに変更するものです。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり

議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に日程第 5、議案第 31 号「非農地証明申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 15～16 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の 2 筆、地目は田が 1 筆、畑が 1 筆、面積は計 1,460 m ² です。 申請地は、20 年以上前から耕作しなくなり、現在は山林状態になっており、地目変更登記を行うために申請されたものです。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから北東へ約 650～1100m 付近にあります。 現地確認時、いずれも山林状態になっていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 17 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、吉名町〇〇の 1 筆、地目は畑が 1 筆、面積は 99 m ² です。 申請地は、昭和 26 年頃に親戚が隣接地に家を建築した頃から庭敷地の一部として現在に至るまで利用しており、地目変更登記を行うために申請されたものです。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから北へ約 700m 付近にあります。 現地確認時、既に庭敷地の一部になっていました。 説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。次に日程第6、報告第7号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ、参考資料の18～20ページをご覧ください。 令和5年4月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は10件、筆数は田14筆、畑12筆の計26筆、 面積は計12,912.19㎡の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の18～20ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和5年第5回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年5月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 宮崎 信之